

読んでみよう 解いてみよう
さん太のワークシート

アカミミガメ（ミドリガメ）とアメリカザリガニが国の「特定外来生物」に指定され、岡山県内の関係機関にも相談が寄せられています。記事を読み質問に答えましょう。

てい がくねん
**低学年も
 チャレンジ!**

Q1 写真を見て、保護されたアカミミガメの気持ちを想像して書きましょう。

Q2 特定外来生物への指定に伴い、禁止されたことは何かな。記事や表を参考に、次の三つから一つを選びましょう。

- ① ペットとしての飼育
- ② 川や池など野外への放流
- ③ 野外での捕獲

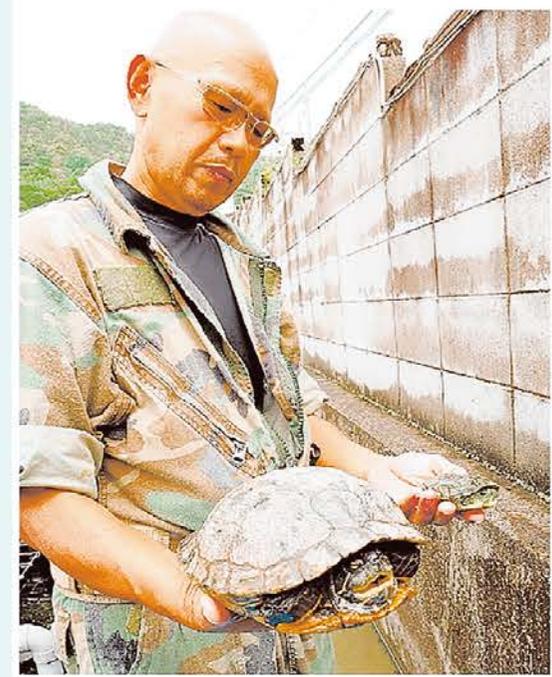
Q3 環境省は、ペットなどとして飼われているアカミミガメとアメリカザリガニの数を推定しています。それぞれ何匹ですか。記事を参考に抜き出しましょう。

アカミミガメ、アメリカザリガニ

放流禁止 対策徹底を

アカミミガメとアメリカザリガニは繁殖力が非常に強く、生態系への影響や農作物被害が懸念されることから特定外来生物に指定された。ペットとして飼育はこれまで通りできる一方で、放流をはじめ、新たな個体の輸入や販売、ペットとしての購入は禁じられ、違反者には3年以下の懲役か300万円以下の罰金が科される可能性がある。

環境省中国四国地方環境事務所（岡山市北区下石井）によると、法改正に関する問い合わせが1月以降20件ほどあった。子どもが水辺で捕まえた場合の対応を尋ねる質問には、捕獲場所から離れると戻せなくなるため、



- から5月上旬に広島、茨城県の飼い主から相談があった。荻野要所長は
- **認められること**
 - ペットとしての飼育
 - 野外での捕獲
 - 個人間の無償譲渡
 - 捕獲した場所ですぐに放すこと
 - **禁止されること**
 - ペット、釣り餌用の生きた個体の売買
 - 許可のない輸入
 - 野外への放流
 - **基準を守れば認められること**
 - 学校や研究施設などでの飼育

アカミミガメ、アメリカザリガニ 規制の主な内容

岡山の関係機関に問い合わせ相次ぐ **違反者は処罰対象**

「周知が進めば、同様の事例が増えるのでは」とする。同省は、ペットなどとして飼われているアカミミガメは160万匹、アメリカザリガニは540万匹と推定。飼育まで禁止すると放流が続出すると判断して、従来の特定外来生物に対する規制を一部除外し、家庭や学校で飼うことは認めた。野外で捕獲した個体をペットとして飼ったり、個人間で無償譲渡したりもできる。

同事務所は今春から啓発ポスターを大型商業施設などに掲示し、迷いがあれば飼わない決断も大切。どうしても飼いたい場合は、他人に譲るなど、決して野外に逃がさない対策を取ってほしい」としている。

相談は環境省の専用ダイヤル（0570-013-110）。

保護したアカミミガメを手にする荻野所長＝岡山市のワニガメ生態研究所

過去の問題は
 こちらから▶▶



◇「さん太のワークシート」は自由にダウンロードして、学校や家庭での学習に活用してください。